



幼稚園



幼稚園とは

幼稚園とは、学校教育法に基づく施設で、小学校就学前の子どものための学校です。
義務教育ではなく、入園は保護者と幼稚園相互の自由契約のようなものとなります。
市内には、公立1園、私立7園の合計8園があります。

こんな人が利用できます

原則として4月1日において満3歳以上の子どもが利用できます。
保育所とは異なり、市外の幼稚園に通うことも可能です。

基本的な保育時間は

おおむね8:30～14:30ですが、幼稚園によって異なります。
幼稚園によっては、預かり保育(別料金)により保育時間が延長できるところや、季節保育(夏休みなどの長期休業中の保育)を実施しているところもあります。

保育料は

幼稚園によって異なります。詳しくは、幼稚園にお尋ねください。

幼稚園の入園手続きについて

毎年10月頃から願書配布などの手続きが開始されます。
幼稚園への入園手続きは、各幼稚園に直接お尋ねください。
※山家幼稚園は、山家地区住民のみが利用できます。詳しくは、市学校教育課学校教育担当にお問い合わせください。

市内の幼稚園一覧

	園名	住所	電話番号		園名	住所	電話番号
私立	いしざき幼稚園	石崎2-12-28	922-2540	私立	筑紫野幼稚園	筑紫1581	926-4976
	美しが丘幼稚園	美しが丘南1-11-1	926-3876		筑紫野中央幼稚園	上古賀3-13-1	924-6909
	サルナートの森幼稚園	光が丘2-2-1	926-2191		みかさの幼稚園	阿志岐308-2	925-8160
	だいいち幼稚園	二日市北3-4-1	922-5125	公立	山家幼稚園	山家4341	926-1283

市外の幼稚園を探す場合は

「福岡県私立幼稚園振興協会」のホームページが便利です。
<http://www.fysk.or.jp/>





幼児教育・保育の無償化



問 こども政策課 ☎923-1111(内線412~415)

幼児教育・保育の無償化とは、急速な少子化の進行ならびに幼児期の教育および保育の重要性に鑑み、総合的な少子化対策を推進する一環として、子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を図ることを目的に実施するものです。



無償化の対象範囲や金額は、学年齢、利用施設の種類の、保育の必要性の有無によって異なります。
届出保育施設、幼稚園などを利用する場合、施設等利用給付認定(無償化のための認定)が必要です。
施設利用開始前に、施設等利用給付認定申請手続きを行い、認定を受けてください。

保育施設

区分	対象者	利用料(※1)	施設等利用給付認定申請
認可保育所 認定こども園(保育認定部分) 地域型保育施設 企業主導型保育施設(※2)	保育の必要性の認定を受けた ①3歳児から5歳児 ②市町村民税非課税世帯の0歳児から2歳児	無償	申請手続き不要
届出保育施設、 一時預かり事業、 病児保育事業、 ファミリーサポートセンター事業など		月額37,000円 (市町村民税非課税世帯の0歳児から2歳児は、月額42,000円)までの利用料を無償	入所施設から申請書を受け取り、入所施設に提出

教育施設

区分	対象者	利用料(※1)	施設等利用給付認定申請
新制度未移行幼稚園	通常の教育時間のみ利用する満3歳児から5歳児	月額25,700円まで無償	入所施設から申請書を受け取り、入所施設に提出
	預かり保育を利用し、保育の必要性認定を受けた次の児童 ①3歳児から5歳児 ②市町村民税非課税世帯の満3歳児	保育の必要性認定を受けた場合は、通常の教育時間の利用料に加えて月額11,300円(※3)までの利用料を無償	
新制度移行幼稚園、 認定こども園(教育認定部分)	預かり保育を利用しない、または保育の必要性がない児童	通常保育時間の利用料無償	不要
	預かり保育を利用し、保育の必要性認定を受けた次の児童 ①3歳児から5歳児 ②市町村民税非課税世帯の満3歳児	通常の保育時間の利用料に加えて、月額11,300円(※3)までの預かり保育の利用料を無償	入所施設から申請書を受け取り、入所施設に提出

(※1)保護者から実費で徴収している費用(通園送迎費、食材料費、行事費など)は、無償化の対象外です。

(※2)企業主導型保育施設の無償化にかかる手続きは、入所施設に確認してください。

(※3)市町村民税非課税世帯の満3歳児は、月額16,300円。



幼児教育・保育の無償化